

令和7年度 第4回大牟田市地域公共交通活性化協議会

議案第1号 大牟田市地域公共交通利便増進実施計画について

<目次>

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 地域公共交通利便増進実施計画策定の背景（前回資料抜粋） | 1 |
| 2. 地域公共交通利便増進実施計画とは（前回資料抜粋） | 2 |
| 3. 素案協議 | 3 |

別紙. 大牟田市地域公共交通利便増進実施計画 素案

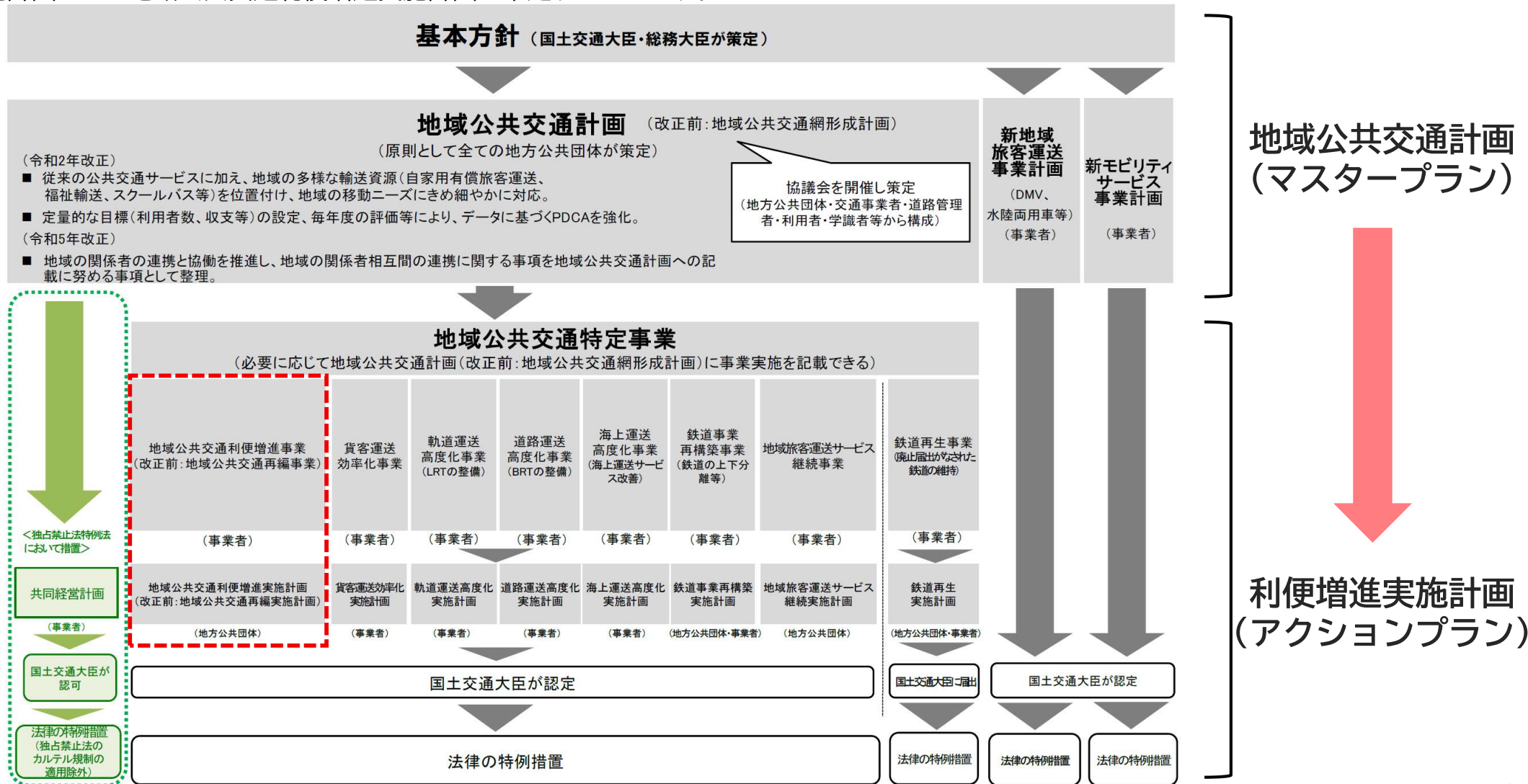
令和8年3月27日
大牟田市 国県道路・地域交通対策課

1. 地域公共交通利便増進実施計画策定の背景（前回資料抜粋）

本市においては、公共交通の指針として、平成30年3月に「大牟田市地域公共交通網形成計画」、令和5年3月にその改訂版である「大牟田市地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通の維持・確保に向けた事業を進めているところです。

今後も、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するためには、地域における公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応することが重要になります。

このことから、地域公共交通計画において、利用者の利便の増進を図るために実施する地域公共交通利便増進事業に関する事項を定め、その実施計画となる地域公共交通利便増進実施計画を策定するものです。



（出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 理念編 第4版（令和5年10月国土交通省）

2. 地域公共交通利便増進実施計画とは（前回資料抜粋）

- 地域公共交通利便増進実施計画は、地域公共交通ネットワークの再編や運賃・ダイヤの改善など、**利用者の利便性を向上させるための事業（地域公共交通利便増進事業）**を実施するための計画です。
- 計画の作成に当たっては、地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業の概要を定めた上で、その事業を実施しようとする者等の同意を得て、国土交通大臣へ認定申請することが可能となります。

策定の代表的なメリット（国土交通大臣の認定）

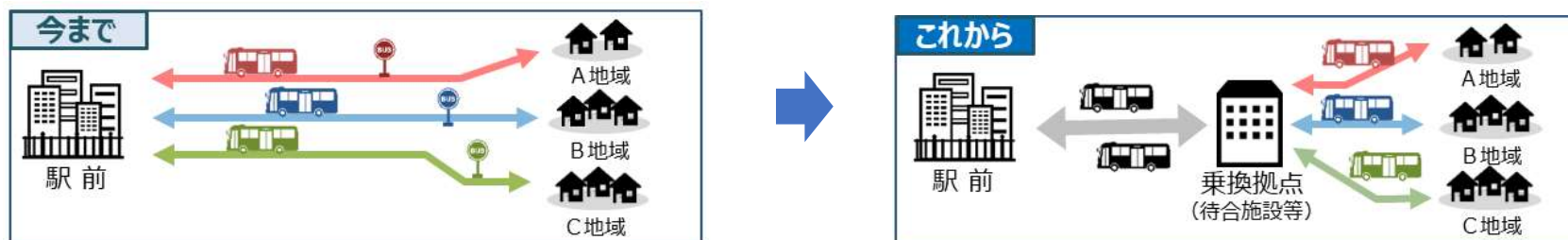
- ① 手続きのワンストップ化 : 地域公共交通利便増進計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなる
- ② サービスの持続的な提供 : 公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保する
- ③ 国庫補助金の活用等 : 地域公共交通確保維持改善事業の要件緩和や社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）等が活用可能

地域公共交通利便増進事業の例

■ 旅客鉄軌道、乗合バス、タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

≪事業例≫

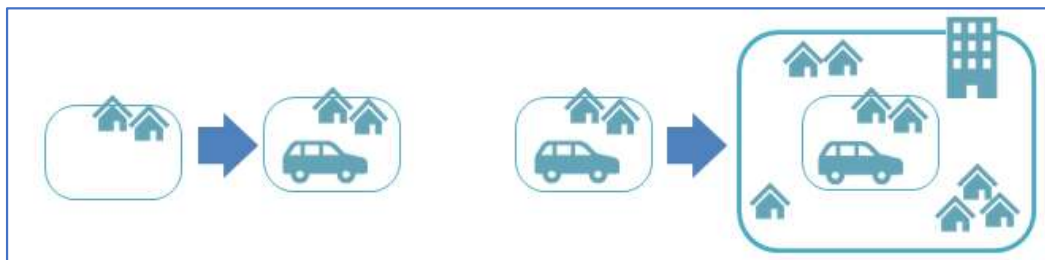
- ・ バス路線の幹線と支線の分割
- ・ 市街地中心部のバス路線の集約化
- ・ 中心市街地を回遊できるバス停の新設 など



■ 自家用有償旅客運送の導入、又は路線もしくはは区域の変更

≪事業例≫

- ・ 交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・ 自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



（出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 別冊 第4版（令和5年10月国土交通省））

■ 計画策定までのスケジュール

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
大牟田市地域公共交通計画	現計画／R5～R9年度				
	改訂／R10年度～				
大牟田市地域公共交通利便増進実施計画	R8～R9年度				
大牟田市地域公共交通 活性化協議会	計画策定の説明	1月●			
	素案提案・協議	3月●			
	計画承認		●6月		
九州運輸局	提出		●6月末		
	承認		●8月末		
	改訂／R10年度～				

■ 計画概要

大牟田市地域公共交通利便増進実施計画の主な内容について

計画期間	令和8年9月～令和10年3月（およそ1年半の計画期間）	素案P11
実施事業	自家用有償旅客運送の導入 ▶ 地域と連携した生活交通の充実（玉川校区公共ライドシェア）	素案P13～
実施主体	市と地域の連携により取り組む（地域主体の取組を大牟田市が支援）	素案P13～
事業区域	大牟田市全域 ※公共交通が十分でない地域に対し移動手段の確保を支援	素案P11
事業資金	事業費：3,000千円／年、調達方法：運賃収入、大牟田市補助等	素案P16
事業効果	地域住民による支え合いの体制を構築し、持続可能な移動サービスを確保	素案P16